

一般競争入札設計等に対する質問及び回答

工事名：身延町同報系防災行政無線親局設備更新工事

質問番号	質 問 内 容	回 答
1	入札公告 2 ページ目 参加資格 『6 配置予定技術者』 文中にて『CORINS に登録されている担当技術者として官公庁が発注した電気通信設備工事の施工従事経験』との記述がありますが、地方自治体（都道府県または市区町村等）やNEXCO各社など公団から法人に移行した公益企業の発注工事も該当するものと解釈してよろしいでしょうか。	ここでいう官公庁は、国と地方自治体および消防本部が該当となります。
2	入札公告 2 ページ目 提出書類 『2 入札時』 『⑧積算内訳書（共通事項様式第2号）』ですが、御指定いただいた様式を確認しましたところ同様式は積算内訳書の表紙相当のみのように見えます。実際の内訳書の内容としては、設計書の本工事費内訳書に相当する範囲と考えてよろしいでしょうか。また様式は弊社独自様式でよろしいでしょうか。それぞれ御指示願います。	お見込みのとおりです。
3	入札公告 2 ページ目 提出書類 『2 入札時』 『⑩緊急時の対応に備えた体制が確認できる書類（自由様式）』ですが、具体的にはどのような内容を記述して提出するものと考えればよいでしょうか。御指示願います。	緊急時の連絡系統図や連絡員一覧などを提出してください。
4	設計図書（設計書、参考図面、仕様書）全般 契約後に現場確認や設計照査等を行った結果、設計書、参考図面、仕様書に記載のない機器や材料、工程等が必要であることが判明した場合、設計変更の協議対象になるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ※仕様書にあるとおり、当然具備すべきものは応札者負担となります。
5	参考図面1枚目に現状、併設、最終の図がございますが、内訳書には新設と撤去の数量しか記載がないように思えます。仮移設に関する材料および施工費は内訳書に計上されていますでしょうか。されている場合、項目名をご教示お願いいたします。	新設に含み応札してください。
6	参考図面には新設の図があり、内訳書には計上されていない箇所が存在しておりますが、別工事になるのでしょうか。本工事の設計変更で対応するのでしょうか。設計変更である場合、当初内訳書になかった項目の単価にも落札比率がかかるのでしょうか。ご教示お願いいたします。	図面は参考のため、内訳書のとおりとなります。

7	仕様書P.4 第1章 総則 第13条 保守 「本工事対象機器との連動確保」とは、本工事以外の既設設備（拡声子局、中継所設備、再送信子局、戸別受信機）を含めた保守対応を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	本工事が原因となる障害については、乙及び既設設備保守受託業者（現在契約している保守内容）が協力して、障害の復旧を行うこととします。なお、本工事完了後の保守については、別途協議するものとします。
8	仕様書P.5 第1章 総則 第21条 その他 「移行期間中も現行と同様の動作・運用が出来ること」とは、本工事完了後に継続運用する同報設備の他、FWAおよび移動システムに対する対応との理解でよろしいでしょうか。	継続運用する同報設備についてとします。
9	仕様書P.7 第2章 2.共通指定事項 第7条既設設備の設定変更及び試験調整 「必要に応じて既設メーカ又は保守会社による試験調整を実施すること。」とありますが、システム上重要な設備であるため必須との理解でよろしいでしょうか。なお、見積取得のため問い合わせ先をご教授願います。	応札者の判断により必要と判断した場合に実施してください。 見積もり問合せ先 見積取得：NECネットエスアイ株式会社甲府営業所 電話番号：055-224-3613 担当者：室 美広
10	仕様書P.7 第2章 2.共通指定事項 第7条既設設備の設定変更及び試験調整 4. 既設卓からのデータ抽出については、動作保証の観点から既設メーカ又は保守契約会社の作業を実施する理解でよろしいでしょうか。なお、対応に掛かる費用は、契約金額内の対応との認識でよろしいでしょうか。 また、J-アラート装置(受信機、自動起動装置)についても同様の理解でよろしいでしょうか。	応札者の判断により、必要に応じて既設業者へ依頼してください。
11	仕様書P.18 第5章 工事仕様 第11条 試験調整 1. 総合的な試験調整については、本工事以外の既設設備(同報系、移動系およびFWA)も含めて実施するという理解でよろしいでしょうか。また、当作業については、既設保守会業者にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	継続運用する同報設備についてとします。応札者の判断により、必要に応じて既設業者へ依頼すること。
12	1. 設計書 頁0-0002（**本工事費内訳書**） 材料費としては電線・ケーブル類の4項目だけが挙げられていますが、それらに相当する労務費の計上項目がないように見えます。どのように計上すればよろしいでしょうか。 また記述にない材料については全て既設流用と考えてよろしいでしょうか。それぞれご教授願います。	該当装置の据付・調整の項目いずれかに含め応札してください。また、既設流用できるものは既設流用することも可能です。